

【手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する規定】

令和7年4月1日より

内容	単位	内 訳		単 価
手話通訳	手話通訳者 1人あたり	2時間まで		5,000円
		以降30分ごと		1,000円
要約筆記	要約筆記者 1人あたり	2時間まで		5,000円
		以降30分ごと		1,000円
	機材・道具	パソコン	入力用・表示用それぞれ1台につき	1,000円
		手書き	OHC（オーバーヘッドカメラ）	1,000円
			ロールシート・ペン等消耗品	2,000円
	全体投影用	ノートテイク用紙・ペン等消耗品	500円	
		スクリーン	2,000円	
諸経費	手話通訳者等 1人あたり	通信・印刷等を含む派遣コーディネータ諸経費		2,000円
旅費	手話通訳者等 1人あたり	遠距離や宿泊を伴う場合等		実費相当分

【手話通訳者の派遣に関する規定】 ※撮影後に映像が残る場合等

	日にち区分	時間	単 価	単 価
			待機開始～1時間まで	以降10分ごとに 以下の金額を加算
派遣費	平日	8:30～17:30	6,000円	1,000円
		17:30～22:00	7,500円	1,250円
		5:00～8:30		
		22:00～5:00	9,000円	1,500円
	土・日・祝	5:00～22:00	8,100円	1,350円
		22:00～5:00	9,600円	1,600円
諸経費	手話通訳者等 1人あたり	通信・印刷等を含む派遣コーディネータ諸経費		2,000円
旅費	手話通訳者等 1人あたり	遠距離や宿泊を伴う場合等		実費相当分

○キャンセルについて

キャンセルの連絡があった時点で、すでに通訳者が現地へ向かっていた場合は、必要経費をご請求する。

待合せ時間後のキャンセルは、規定の派遣料をご請求する。災害発生等で連絡が取れなかった場合を除く。

○手話通訳者等の派遣料に係る所要時間は、現地拘束時間とする。

○上記は、待ち合わせから打ち合わせや機材設営等の準備・待機・別会場への移動を含める。

○待機や別会場への移動に当たらない食事等の休憩時間は、拘束時間に含めない。

○盲ろう者向け通訳・介助員の派遣もこの規程に準ずる。

○交通費については、遠距離や宿泊を伴う場合等に依頼者との協議により別途「旅費」として実費相当分を計上する。

○参加費や入場料・駐車代・その他これらに類する必要経費は、依頼者が負担するものとする。

○議会・政見放送・テレビ放送・司法・その他専門性が高いと認められる分野での通訳は、別途契約とする。

○事情によって上記を適用できない場合は、依頼者との協議の上で決定する。

※社会通念上派遣することが好ましくない、または公共の福祉に反すると認める内容については派遣しない。

※規定は社会情勢等に応じて見直す。